

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 横浜市西区高島1-2-8

事業者名 京浜急行電鉄株式会社
 代表者名（役職名及び氏名）
 取締役社長 原田 一之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

| 対象となる鉄道駅 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------------------|---|--|
| 羽田空港第1・第2ターミナル駅 | ・羽田空港第1・第2ターミナル駅は、第1ターミナル側改札内エレベーターを11人乗りから30人乗りに更新する。(2019年度) | 計画通り実施済み。 |
| 神奈川新町駅 | ・神奈川新町駅は、駅舎改修計画と併せてエレベーター設置の計画を進める。(2019年度～) | 駅舎改修計画と併せてエレベーター設置の計画を進めている。 |
| 品川駅、北品川駅、大師橋駅、小島新田駅 | ・品川駅、北品川駅、大師橋駅、小島新田駅は、連続立体交差事業に合わせバリアフリー法に準拠した施設の施工計画を立てる。(2019年度～) | バリアフリー法に準拠した施工計画の作成を進めている。 |
| 京急蒲田駅、京急川崎駅、横浜駅、上大岡駅 | ・ホームドア整備として、京急蒲田駅、京急川崎駅、横浜駅、上大岡駅(2020年度までに整備予定) | ホームドア整備として、京急蒲田駅・横浜駅・上大岡駅は整備が完了した。京急川崎駅は2020年度までの整備に向けて施工中である。 |
| 川崎大師駅 | ・川崎大師駅2番線の一部ホームと車両との隙間について改修を実施。(2019年度) | 計画通り実施済み。 |
| 黄金町駅 | ・黄金町駅のホームと車両との段差について改修を実施。(2019年度から実施予定) | ホームと車両との段差について嵩上げ改修を実施中である。 |

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|-----------|---|---|
| 係員による旅客支援 | ・鉄道をご利用になるお客さまが安全かつ安心して駅等の施設をご利用いただけるよう、お客さまに対して声かけを终日実施することにより線路転落事故等を防止する。声かけを行う取組を所属員全員に主旨の周知と実行を図る。 ・お客さまの身になった安心で快適なサービスを提供するため、乗務員および駅係員に「サービス介助士」の資格取得を進める。 | 計画通り実施済み。(2019/10/7～11/30の期間で「声かけ・サポート」運動強化キャンペーンを実施等。) |
| 筆談器の更新 | ・全72駅の筆談器を更新する。(2019年度) | 計画通り実施済み。 |

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|---------------|---|---|
| 駅での案内サイン | ・乗車位置案内サインについて、ホームドア等設置に伴い、号車・ドア位置を明記した案内サインの設置と併せて触知盤を設置する。(2019年度～) | 京急蒲田駅・横浜駅・上大岡駅のホームドアと品川駅・穴守稲荷駅のホーム固定柵に案内サインと触知盤を設置した。また、一部の駅に乗車位置案内サインを設置した。〔青物横丁駅、鮫洲駅、雑色駅、八丁畷駅、生麦駅、京急川崎駅(本線)、子安駅、港町駅、鈴木町駅、川崎大師駅、東門前駅、大師橋駅、小島新田駅〕 |
| Web・アプリでの情報提供 | ・当社のホームページをウェブアクセシビリティ(文字サイズの配慮、ページタイトルの見易さ等)に対応したものに更新する。(2019年度) | 計画通り実施済み。 |

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

| 対 策 | 現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容) | 前年度の実施状況 |
|----------------------|--|--|
| バリアフリー法に関する教育の実施 | ・施設および車両の設計する職員等に対して、適切な対応を確実にを行うため、移動等円滑化に関する接遇ガイドラインやバリアフリー整備ガイドライン等の教育を実施する。 | 移動等円滑化に関する教育を実施した。 |
| 障がい者の接遇に関する民間資格取得の実施 | ・乗務員および駅係員は、サービス介助士取得研修および普通救命講習(自動体外式除細動器業務従事者)の受講を必修とする。(3年に1度資格更新時、フォロー研修を実施) | 計画通り実施済み。 |
| 接遇教習の実施 | ・初歩的な手話の単語や会話を毎月、駅内教習で全駅係員に実施する。 ・移動制約者のサポート(視覚聴覚に障がいのあるお客さま・車いすご利用のお客さま)教習を駅内教習年間計画の項目として全駅係員に実施する。 ・交通エコロジー・モビリティ財団主催「交通サポートマネージャー」研修を本社職員が受講し、現業職員に情報共有を図る。 | 初歩的な手話の教習は2ヶ月ごとに実施した。移動制約者のサポート教習は計画の通り実施した。「交通サポートマネージャー」研修を受講した。 |

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体や施設関係者が開催するバリアフリー関係の会議にバリアフリー担当部署が出席し、関係者からのご要望等を施設や車両、接遇対応等の担当部署(以下、社内)に情報共有し、改善を図った。 ・障がい当事者と意見交換会を開催した。 ・京急ご案内センター等に寄せられたバリアフリーに関する意見を集約し、社内に情報共有し、改善を図った。 ・バリアフリー化は関係する部署が多いことから、鉄道本部鉄道統括部が社内でのとりまとめ、全体調査や対外的な調整を行った。 ・ホームドア設置を計画的に推進するため、社内に部門横断の調整会議を設け、検討を進めている。 |
|--|

(3) その他

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの目標である「人や国の不平等をなくそう」の達成に向けた「ともに生きる社会啓発プロジェクト」の一環として、近郊大学の学生と障がい当事者〔視覚・聴覚・車いす利用者〕・駅係員による、実際の券売機や改札口、停車車両を使ったフィールドワークと意見交換会を行い、各障がい種別ごとの啓発ポスターを制作した。 ・さまざまな理由で移動にためらいのある人に対して、公共交通機関での移動環境向上を図るため、移動サービスアプリを活用した「Universal MaaS」の実証実験へ協力した。 |
|---|

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 横浜市西区高島1-2-8

事業者名 京浜急行電鉄株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

取締役社長 原田 一之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

| | |
|---|---|
| (1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。 | ○ |
| (2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。 | |

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。